

働き方・休み方改善コンサルタントがお手伝いします ぜひ一度ご相談ください！

働き方・休み方改善ってなに？



勤務時間や休日を見直す事です。社員のやる気を引き出し、豊かでゆとりのある生活を実現し、経営の効率化と魅力ある企業の実現に寄与します。

労働局の事業であり、**無料**です。労働時間等に関する個別相談や説明会、研修会の講師など、会社の自主的な取り組みのお手伝いをします。

コンサルタントの利用に費用が必要なの？



コンサルタントはどのような人が選ばれているの？



労働法のエキスパートである経験豊富な社会保険労務士等から選ばれております。相談に応じてアドバイスを行い、相談内容の秘密については厳守します。

※ 例えばこんな疑問はありませんか？

- ① 就業規則は必要なの？ どうやって作ったらいいの？
- ② 労働契約を結ぶ時、どんな事に注意すればいいの？
- ③ 従業員の年次有給休暇はどう管理したらいいの？
- ④ 1か月・1年単位の変形労働時間制を導入したいけど、どうしたらいいの？
- ⑤ 時間外協定（36協定）って何？ 残業はどうしたら減るの？

働き方・休み方改善コンサルタント 利用申込書

平成 年 月 日

熊本労働局労働基準部監督課
働き方・休み方改善コンサルタント 御中

事業場所在地

事業場名

担当者職氏名

電話番号

働き方・休み方改善コンサルタントを利用したいので、申し込みします。

申し込み 企業の	業種		
	労働者数	人	
	主な業務内容		
	御希望日	月 (上旬 ・ 中旬 ・ 下旬)	

ご利用を希望される場合には、下記あて先に、郵便またはファックスにより、直接お申込みください。後ほど、こちらからご連絡させていただきます。

〒860-8514

熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎9F

熊本労働局 労働基準部 監督課 働き方・休み方改善コンサルタント係

(電話) 096-355-3181

(FAX) 096-353-6621

※個人情報の取り扱いについて

本紙に書かれた個人情報については、働き方・休み方改善コンサルタントの利用申込の把握のみに使用し、当該事業場の許可なく第三者へ提供することはありません。